

令和4年第 10 回加賀市農業委員会定例総会

令和4年 10 月 25 日(火)

開会（午後1時26分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。定例総会の前に情報端末（タブレット）操作デモンストレーションを行います。</p> <p><デモンストレーション終了後></p>
事務局（宮下）	<p>それでは、令和4年第10回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名のうち13名の出席をいただいております、本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち12名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17日に幸前委員、東委員、事務局職員、2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。だいぶ涼しくなってきました。お疲れ様です。</p> <p>只今のタブレット操作のデモンストレーションですが、委員全員が使用することを目的としています。農業新聞を見ますと、全国の農業委員会の中には、総会の時に一人1台使用しているところもありますし、農地パトロールで使用しているところも多くあるようです。加賀市もIT・AI等に力を入れていますので、現在は8台ですが今後増や</p>

営面積は 208 a です。この農地はもともと町内の神社の所有であり、かつては [] として利用されていたものですが、土地改良事業により現在の所有者の先祖が [] となり相続してきましたが、町内で協議をして譲受人が取得することとなったものです。現在この田は隣の [] 番の田と 2 筆で 1 枚の田となっており、別の農家が耕作していますが、隣接する [] は譲受人が耕作しており、新たに畔を設けて耕作する計画としています。

次に整理番号 2 番ですが、 [] の譲受人が、隣町の [] にある農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の合計経営面積は 1,095 a です。この農地は、県外の譲渡人が加賀市に所有する農地を全て処分したいと農協にあっせんを依頼していたもので、これらの多くを借り受けて耕作していた譲受人が取得するものです。申請農地のうちの一部を借り受けて耕作していた別の耕作者は取得を希望しなかったため、譲渡人の所有する農地全てを譲受人が取得することとなったものです。

以上、これら 2 件の案件は資料 2 の 2 ページから 3 ページの調査書の通り、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
(意見、質問なし)

議長（中村会長）

なければ、これより採決に入ります。
議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。
(挙手多数)

議長（中村会長）

賛成多数により、適切と認めます。

議案第 41 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議長（中村会長）	それでは、議案第 41 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	はい、議案書の 3 ページから 4 ページです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。 今月の申請は利用権の再設定が 1 件で、合計 4,950 m ² の集積計画案です。 以上この 1 件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。
	（意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。 議案第 41 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。
	（挙手多数）
議長（中村会長）	賛成多数により、適切と認めます。

議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	次に、議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、幸前委員から報告をお願いします。
幸前委員	それでは、報告します。位置図の資料 1 は 3 ページから 9 ページを併せてご覧ください。 整理番号 1 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水

と共に道路側溝に流す計画です。

2番は既に小屋が建っていました。転用目的は資材置場建設です。周辺に農地はありません。譲渡人からは始末書が提出されています。

3番の転用目的は診療所建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。

4番の転用目的は宅地造成です。隣地境界には既存の擁壁があり、雨水排水は道路側溝に流す計画です。

5番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。

6番の転用目的は敷地拡張です。雨水排水は道路側溝に流す計画です。

7番の転用目的は工事用作業用地です。雨水は道路側溝に流す計画です。

以上7件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

議長（中村会長）
事務局（橋本）

それでは、事務局から説明してください。

議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は、3ページから9ページを併せてご覧ください。

1番は■■■■■■■■■■地内にあり、畑、3筆、面積計340㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は■■■■■■■■■■地内にあり、畑、面積394㎡、転用目的は資材置場建設です。この案件は、40年ほど前に

が小屋を建て、資材置場としていたものです。譲渡人の亡き母がこのに貸していたのですが、その後譲渡人がこの土地を相続しました。この度、譲受人であるが申請地を購入して、資材置場とするものです。申請地は準工業地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は地内にあり、田、3筆、面積計 1,390 m²、転用目的は診療所建設です。譲受人は地域医療に貢献するため、皮膚科クリニックを建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

4番は地内にあり、田、2筆、面積計 655 m²、転用目的は宅地造成です。譲受人はあり、申請地を購入して住宅地3区画を造成して販売するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

5番は地内にあり、田、面積 440 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になりにあるため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がりが 10ha 未満の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。

6番は地内にあり、田、面積 416 m²、転用目的は敷地拡張です。譲受人は隣接地に居住しており、申請地を購入して庭と駐車場にするため、敷地拡張するものです。申請地は、農地の拡がりが 10ha 未満の農地の一部である

	<p>ことから第2種農地と判断されますが、既存施設の面積以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>7番は■■■■地内にあり、田、面積648㎡、転用目的は工事用作業用地で、令和4年10月末まで一時転用するものでしたが、既に工事が終わり、現状復旧もしております。この件については石川県に確認をとったところ、一時転用の場合は工事完了後に遡って許可を出すことができないため、今回の許可申請は取り下げとなりました。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長（中村会長） 田端委員</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>2番は、申請前に建物が建っていたということは、始末書を取っているのですか。それから、7番の説明をもう一度お願いします。</p>
<p>事務局（橋本）</p>	<p>2番の案件は、始末書が提出されています。</p> <p>7番の案件は工事が終わり、すでに原状復帰が終わっていますが、遅れて申請書を提出することになったのですが、県に確認をとったところ、一時転用の場合は工事完了後に遡って許可を出すことができないため、今回の許可申請は取り下げとなりました。</p>
<p>事務局（宮下）</p>	<p>補足説明ですが、農地法の特例で、国または都道府県が転用する場合、申請が必要ありません。7番の案件は、県の工事なので申請の必要がないと思っていましたが、実際には下請け業者が転用するので許可が必要であり、申請書が出されました。今後はこういった案件に注意をしたいと思います。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>担当地域の方は、こういった案件に注意をしてください。ほかにありませんか。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>（意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p>

議長（中村会長）	<p>議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
報告第 18 号 農地貸借の合意解約について	
議長（中村会長）	次に、報告第 18 号 農地貸借の合意解約について事務局から説明してください。
事務局（中島）	<p>はい、議案書の 7 ページからお願いいたします。農地の貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出はこの 1 件で、筆の 565 m²の届出です。</p> <p>以上、この 1 件について、土地の引き渡しについても問題が無く適切と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、終わります。
報告第 19 号 農地利用最適化活動（旧 1・1・1 運動）について	
議長（中村会長）	<p>次に、報告第 19 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（なし）</p>
議長（中村会長）	<p>私の方から報告します。10月 14 日の県常設審議委員会で、4 条案件 1 件、5 条案件 6 件、すべて許可相当ということでした。それから、他市の委員が、令和 5 年から下限面積が廃止になったら誰でも農地の貸借ができるようになるのか、と心配されていました。遊休農地解消のための制度ではありますが、今後、どのようになるのか見ていきたいと思えます。外に、12 月に行われる石川県農業委員大会</p>

	<p>での議案についての審議がありました。以上です。</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
事務連絡	
<p>事務局（宮下）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告） （賃借料情報の差し替えについて） （山中温泉地区における非農地化の計画についてなど）</p> <p>ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、令和4年第10回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
閉会（午後2時42分）	